

目次 (P. 1～3)

【基本内容】 (P. 4～7)

- Q 1 どういう目的の補助金ですか？また、補助対象事業とは、どういったものですか？
- Q 2 補助金を受けるにはどうしたらよいのですか？
- Q 3 申請方法を教えてください。
- Q 4 申請期間・実施期間等について教えてください。
- Q 5 補助金の金額は？
- Q 6 複数回申請・受給することはできますか？
- Q 7 一度参加した事業者が、再度事業に参加した場合は、補助対象となりますか？
- Q 8 中小企業者が連携して行う事業と商工団体が実施する事業で事業を分けた理由がありますか？
- Q 9 事前相談は必ずしなければならないのですか？
- Q 10 申請期間内であれば、いつ申請してもよいのですか？

【補助対象者について】 (P. 8、9)

- Q 1 対象事業者を教えてください。
- Q 2 中小企業者の基準を教えてください。
- Q 3 対象とならない事業者を教えてください。
- Q 4 市外の事業者が参加した場合について、補助対象となりますか？
- Q 5 大企業が参加している場合について、補助対象となりますか？
- Q 6 複数の店舗があるため、それぞれの店舗で補助を受けることができますか？また、FC店である場合は補助申請することが可能ですか？
- Q 7 複数の法人を経営しています。法人ごとに補助を受けられますか？
- Q 8 1事業者でも市税に未納があった場合、補助対象とならないのですか？

【対象事業について】 (P. 10～13)

- Q 1 他のイベントの実施に合わせて、複数の事業者で連携して出店した場合は、補助対象事業となりますか？
- Q 2 市内事業者と共同で、他市町村においてイベント等を実施する場合は、補助対象となりますか？
- Q 3 コロナで中止していたイベントを復活させた場合は、補助対象となりますか？
- Q 4 本事業で求人広告などを募集してもよいのですか？

- Q 5 展示を主とする事業については、補助対象となりますか？
- Q 6 いわゆるハード事業（施設整備等）は、補助対象となりますか？
- Q 7 イベント等の景品・事業関係者の弁当は補助対象となりますか？
- Q 8 人件費は補助対象となりますか？
- Q 9 備品等の購入は補助対象となりますか？
- Q 10 事業実施の際の感染症対策は補助対象となりますか？
- Q 11 交付決定前に着手した事業は補助対象となりますか？
- Q 12 実施する事業の具体例を種別ごとに教えてください。
- Q 13 本社が市外にある企業が岐阜市内の営業所・支店等で行う事業は補助対象になりますか？
- Q 14 事業開始が8月からの事業について、事業の途中から補助対象とすることはできますか？
- Q 15 店舗によって取り組み時期が異なる事業を実施することは可能ですか？また、期間内に2回イベントを実施する場合は、2回とも補助対象事業となるのですか？
- Q 16 実施する事業が補助対象となるか否かはどのように判断しますか？
- Q 17 交付決定後に補助対象経費が増加した場合、補助額を増額することは可能ですか？
- Q 18 会員のみが参加できるイベントを企画していますが対象となりますか？
- Q 19 広報活動をするため、会員向けのDM発送は認められますか？
- Q 20 補助対象経費の何割が委託料であれば補助事業となるか目安はありますか？
- Q 21 継続イベントの規模の拡大や新たな取組を追加するなど補助対象事業となった場合、補助対象経費はどのように算出されますか？
- Q 22 自らが構築していないオンラインECモールへ、共同で計画し、出店した場合は、補助対象となりますか？

【提出書類について】 (P.14)

- Q 1 中小企業者が共同して事業実施する場合について、書面等でそれを証する書類などは必要ですか？
- Q 2 収支予算書と収支決算書の書き方について教えてください。
- Q 3 EC サイトやオンラインイベントの場合、事業実績はどのようにして提出すればよいのですか？
- Q 4 開業届の写しはいつのものでも問題ありませんか？全部事項証明書若しくは履歴事項全部証明書は、何か月前のものを提出すればよいのですか？

【事業実施について】 (P. 15)

- Q 1 委託する業者は市内の業者でないといけないのですか？
- Q 2 感染症対策はどのように実施すればよいのですか？
- Q 3 実施する事業をすべて委託しても補助対象となりますか？
- Q 4 事業の中でクーポンを配布した場合、クーポンの利用期間を事業実施期間後（令和4年12月31日以後）に設定しても問題ありませんか？

【事業報告について】 (P. 16～18)

- Q 1 事業完了とは、どのような状態のことをいうのですか？
- Q 2 補助対象経費を証する書類は具体的にどのような書類が必要となるのですか？
- Q 3 事業完了後に提出が必要な書類で、見積書が記載されていますが、申請時に提出したにも関わらず、再度提出する必要があるのですか？
- Q 4 成果物とは具体的に何を提出すればよいのですか？
- Q 5 補助上限額を超えた分の経費も記載するのですか？
- Q 6 請求書や領収書がない（または紛失した）場合は、どうしたらよいのですか？
- Q 7 クレジットカードで支払いの場合、完了日はどの日付とすればよいのですか？また、支払いが完了した書類として何を提出したらよいのですか？
- Q 8 クレジットカードで支払いをしたため、業者に領収書の発行を依頼しましたが発行できませんでした。どうしたらよいのですか？
- Q 9 報告書類提出から補助金交付までの流れを教えてください。

【変更申請について】 (P. 19)

- Q 1 補助金の交付決定後、急遽事業を取り止めました。何か手続きは必要ですか？
- Q 2 交付決定後に、新型コロナウイルス等により事業を休止した場合、補助金の取り扱いはどのようになりますか？
- Q 3 事業に変更があった場合は、どのようにすればよいのですか？

【基本内容】

Q 1 どういう目的の補助金ですか？また、補助対象事業とは、どういったものですか？

(回答) ポストコロナを見据えた販売促進・消費意欲の喚起を目的として市内で実施する新たな催物で申請者が参加する事業者と共に運営に携わるものを支援する内容としており、以下の①～④のすべてを満たすイベントを対象としています。

①地域経済の活性化（消費喚起）につながるもの

※広く一般消費者を対象としていないもの、参加する事業者の販売行為を行わない者が含まれるもの、個社の営業活動に偏ったもの、PRが主目的のものは対象外

②申請者が市内で新たに主催するもの

※継続イベントは原則対象外ですが、規模の拡大や新たな取組を追加するなど新規性があると認められる場合は補助対象

③申請者が参加する事業者と共に準備・運営に携わるもの

※申請のための名義貸しや一括外部委託等の事業運営に主体性が認められないものは対象外

④新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じているもの

【事業例】

○物産展・マルシェ等

- ・ 商業施設における催事
- ・ マルシェやテイクアウト屋台村、物産展、展示即売会等

○オンライン物販

- ・ モール型ECやオリジナルサイト構築によるWEB物産展

○商業エリア内事業所の売上向上を図る取り組み

- ・ 商品・サービスの購入・利用を伴う懸賞付クイズ・スタンプラリー、
- ・ 食べ歩きイベント等のまちバル、ランチパスポート等のクーポン発行等

Q 2 補助金を受けるにはどうしたらよいのですか？

(回答) まずは事業実施前に申請書類の提出をお願いします。

事業実施後の交付申請は受け付けられませんので、必ず事業実施前に交付申請をしてください。

様式は岐阜市ホームページよりダウンロードできます。また、窓口にも各書類を準備しています。

詳しい提出書類については、岐阜市販売促進・消費喚起支援事業補助金ホームページ内の提出書類（提出書類チェックシート）をご参照ください。

Q 3 申請方法を教えてください。

(回答) 申請書類の提出は、直接商工課窓口提出してください。郵送等による提出は、原則受け付けておりません。

なお、申請前に、補助対象事業であるかの確認・相談や必要書類・申請方法の確認など事前相談を受け付けているため、検討している事業等がある場合は、事前に電話や窓口で相談することができます。

Q 4 申請期間・実施期間等について教えてください。

(回答) 申請期間は、令和4年8月1日から令和4年11月30日まで
実施期間は、交付決定日(令和4年9月1日以降)から令和4年12月31日まで
交付申請後、承認された事業については、交付決定通知書を送付しますので、交付決定日から、令和4年12月31日までに事業を完了してください。

なお、交付決定日が令和4年12月以降の事業者も令和4年12月31日までに事業を完了する必要があります。

- ・事業の完了とは、補助事業に係る全ての納品、事業計画に基づく全ての活動や取り組みの実施、補助事業に係る経費の支払いを含みます。また、事業完了日は、領収書の日付、事業実施日、納品日等となります。
- ・以下の支払いは**対象外**となります。

令和5年1月1日以降の日付の請求書、領収書等

- ・事業の完了後は、完了後の翌日から1ヶ月以内に報告書類一式を提出してください。1ヶ月を超えた報告書類は受け付けることができません。

Q 5 補助金の金額は？

(回答) 各団体の補助条件、補助金額及び補助上限額は次のとおりです。なお、参加事業者は全て市内に事業所等を有する中小企業者である必要があります。

(1) 商工団体

- ① 補助条件 市内に事業所等を有する中小企業者等5人以上が参加するもの
- ② 補助額 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額
- ③ 上限額 50万円

(2) 中小企業者

- ① 補助条件 補助対象者と市内に事業所等を有する他の1者以上の中小企業者と共同で行うもの
- ② 補助額 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
 - ア 補助対象経費に3分の2を乗じた額
 - イ 10万円に市内に事業所等を有する補助対象事業を実施した中小企業者の数を乗じた額

③ 上限額 30万円

Q 6 複数回申請・受給することはできますか？

(回答) 商工団体については、1団体1回に限ります。

中小企業者等については、1事業者1回に限ります。(中小企業者が申請者の補助対象事業に参加した場合についても1回とカウントします。なお、商工団体が申請者の事業に参加した場合は、カウントしません。)

なお、2回目以降も補助対象事業に参加することは可能ですが、補助対象として補助金の交付を受けることはできません。

Q 7 一度補助事業に参加した市内中小企業者等が、再度別の補助事業に参加した場合は、補助対象となりますか？

(回答) 中小企業者が連携する事業に参加した場合は、1回とカウントするため、1度目に参加した1回に限ります。そのため、再度別の補助事業に参加する場合は、参加することは可能ですが、補助対象になりません。

商工団体が主催する事業に参加した場合は、1回とカウントしません。そのため、再度別の補助事業に参加した場合は、補助対象となります。

Q 8 中小企業者が共同で行う事業と商工団体が実施する事業で分けた理由はありますか？

(回答) 中小企業者が共同で行う事業については、以下の理由です。

- ① 異業種と共同で事業を実施することで、新たな事業展開等が期待できる。
- ② 団体に加入していない事業者でも利用可能であることから幅広い事業者が活用できる。
- ③ 近隣の事業者等との連携など、小回りを利かせた活用が可能であることからハードルが低い。

商工団体が実施する事業については、以下の理由です。

- ① 事業者団体を対象としており、比較的規模が大きい事業を実施することができる。
- ② 業種、エリア等の括りを前面に出してPRすることができる。
- ③ すでに団体として存在しているため、スピード感をもって事業が可能である。

Q 9 事前相談は必ずしなければならないのですか？

(回答) 事前相談は必須ではありません。しかし、計画している事業が補助対象事業であるか、申請書類の記載方法や必要書類など、その後の申請を円滑に進めるために、事

前相談をお勧めしています。

Q10 申請期間内であれば、いつ申請してもよいのですか？

(回答) 申請期間内であれば、いつ申請していただいても問題ありませんが、予算上限がありますので、予算に達した段階で申請受付は終了となります。

申請受付は、先着順となりますので、事業を実施される方は、早めの申請をお願いします。

【補助対象者について】

Q 1 対象事業者を教えてください。

(回答) 対象事業者は以下のとおりです。

(1) 商工団体

市内に事業所等を有する次に掲げる団体

- ①岐阜商工会議所
- ②柳津町商工会
- ③市内に主たる事業所等がある商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ④中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合（いずれも市内に事業所等を有するものに限る。）
- ⑤中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者 20 人以上で組織された市内に主たる事務所がある商店街発展会等の団体で、市長が特に認めた団体

(2) 中小企業者

市内に事業所等を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者（個人事業者を含む）

Q 2 中小企業者の基準を教えてください。

(回答) 中小企業者の基準は以下のとおりです。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④除く)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

Q 3 対象とならない事業を教えてください。

(回答) 対象とならない事業は以下のとおりです。

- ア 政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの
- イ 公の秩序又は善良の風俗に反する活動をするもの

- ウ 当該補助対象事業の実施に当たって本市、他の団体等から補助金その他の給付金を受けていないもの
- エ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施していないもの
- オ フランチャイズ契約に基づき行うもの
- カ もっぱら補助事業を実施する者に係る販売促進を目的とした広告等
- キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が不適當を認めるもの

Q 4 市外の事業者が参加した場合について、補助対象となりますか？

(回答) 市外事業者は、補助対象になりません。

Q 5 大企業が参加している場合について、補助対象となりますか？

(回答) 大企業は、補助対象になりません。

Q 6 複数の店舗があるため、それぞれの店舗で補助を受けることができますか？また、FC店である場合は補助申請することが可能ですか？

(回答) 補助対象者は、事業者単位となるため、各支店で補助を受けることができません。

また、フランチャイズ契約に基づき行うものについては、補助対象事業から除外しているため、FC店で補助申請をすることはできません。(本事業の目的が、資金や規模を生かしたサービスの提供や広告等を展開することが難しい中小企業者の支援であるため)

Q 7 複数の法人を経営しています。法人ごとに補助を受けられますか？

(回答) 法人ごとに補助の申請が可能です。

ただし、代表者が同じ法人同士のみで連携した事業については、補助対象になりません。

また、親族のみの事業者で連携して実施する事業についても、補助対象になりません。

Q 8 参加事業者で市税に未納があった場合、補助対象とならないのですか？

(回答) 補助対象になりません。グループ全体で市税の未納がない必要があります。

【対象事業について】

Q 1 他のイベントの実施に合わせて、複数の事業者で連携して出店した場合は、補助対象事業となりますか？

(回答) 申請者が新たに主催し、参加事業者と共に準備、運営に携わることを条件としているため、他の人が主催するイベントに出店する場合は、補助対象事業となりません。

Q 2 市内事業者と共同で、他市町村においてイベント等を実施する場合は、補助対象となりますか？

(回答) 補助対象になりません。本市で開催する事業に限り、補助対象となります。なお、オンラインイベントについてはこの限りではありません。

Q 3 コロナで中止していたイベントを復活させた場合は、補助対象となりますか？

(回答) 新型コロナウイルス感染症の影響が出る前から定例的に実施しているイベント等は、補助対象となりません。ただし、規模の拡大や新たな取組等を追加した場合は補助対象となります。

Q 4 本事業で求人広告などを募集してもよいのですか？

(回答) 本補助金は、販売促進及び消費意欲の喚起を目的とした催物を開催することが補助対象事業となるため、PRが主目的なものや参加する事業者の販売行為を行わない者が含まれる場合などは補助対象となりません。

Q 5 展示を主とする事業については、補助対象となりますか？

(回答) 販売促進及び消費意欲の喚起を目的とした催物を開催することが補助対象であるため、物品を単に配置・配布する事業は補助対象となりません。

Q 6 いわゆるハード事業（施設整備等）は、補助対象となりますか？

(回答) 補助対象となりません。

Q 7 イベント等の景品・事業関係者の弁当は補助対象となりますか？

(回答) 補助対象となりません。

Q 8 人件費は補助対象となりますか？

(回答) 補助対象となりません。ただし、委託料に人件費相当と計上されるものは、補助対象経費となります。

Q 9 備品等の購入は補助対象となりますか？

(回答) 備品は補助対象となりません。ただし、取得価格が2万円未満であり、耐用年数が1年未満である消耗品は、補助対象経費となります。

Q 10 事業実施の際の感染症対策は補助対象となりますか？

(回答) 補助対象となります。

Q 11 交付決定前に着手した事業は補助対象となりますか？

(回答) 補助対象になりません。交付決定後に着手したものが補助事業となります。

Q 12 実施する事業の具体例を種別ごとに教えてください。

(回答) (1) 物産展・マルシェ等

- 百貨店等の商業施設における催事
- マルシェやテイクアウト屋台村、物産展、展示即売会 等

(2) オンライン物販

- モール型ECやオリジナルサイト構築によるWEB物産展
- TVショッピングやライブコマースの実施 等

(3) 地域活性化イベント

- 商品・サービスの購入・利用を伴う懸賞付きクイズ・スタンプラリー
- 食べ歩きイベント等のまちバル
- ランチパスポート等のクーポン発行 等

【具体的な事業例】

- ウォークスルー形式で行うキッチンカーを集めた食のイベント
- 複数の飲食店で使用することができる期限付きの食事券の販売及びPR
- 飲食店によるテイクアウトマルシェ
- 飲み屋をはしごできるように1,000円で楽しめるセットを複数店で販売
- ECサイトでWEB物産展の共同開催
- 買い物、食事をするときじ引きで複数店舗のクーポン券がランダムで当たるキャンペーン

Q 13 本社が市外にある企業が岐阜市内の営業所・支店等で行う事業は補助対象になりますか？

(回答) 補助対象者は、市内に事業所等を有する必要があるため、補助対象となります。なお、事業は別の市内に事業所等を有する中小企業者と連携して実施する必要があります。(営業所・支店等での連携は不可)

Q 1 4 事業開始が8月からの事業について、事業の途中から補助対象とすることはできますか？

(回答) 申請者が新たに主催するものを補助対象事業としているため、事業の途中から補助対象とすることはできません。

また、交付決定前に事業費を支払ったものについては、交付決定前の着手となるため、その事業費は補助対象となりません。

【具体例】

・11月15日に交付決定し、12月1日から事業を実施する予定であったが、11月14日に費用の一部を支払った。

→交付決定日前に支払いをしているため、11月14日に支払いを実施したものについては、対象外となります。

Q 1 5 店舗によって取り組み時期が異なる事業を実施することは可能ですか？また、期間内に2回イベントを実施する場合は、2回とも補助対象事業となるのですか？

(回答) 各事業者で連携していることが分かる事業であれば、店舗によって取り組み時期が違っていても補助対象事業となりますが、各事業者が別々に事業を実施していると判断した場合は、補助対象外となります。

期間内にイベントを2回実施する場合は、2つのイベントを1つの事業として申請するのであれば、2回とも補助対象になります。ただし、事業を2回に分割して、実施した場合、補助を受けることができるのは1事業者1回までであるため、2回に分割して申請をすることはできません。

Q 1 6 実施する事業が補助対象となるか否かはどのように判断しますか？

(回答) 販売促進及び消費意欲の喚起を目的とした催物となっているかなど事業の目的に合致しているかによって判断を行います。

複数のイベントを内包したイベントを実施する場合は、それぞれのイベントごとに補助対象となるかどうかを確認します。

Q 1 7 交付決定後に補助対象経費が増加した場合、補助額を増額することは可能ですか？

(回答) 交付決定後に補助対象経費が増加しても、補助額を増額することはできません。ただし、補助対象経費が減少した場合は、補助額は減額となります。

Q 1 8 会員のみが参加できるイベントを企画していますが対象となりますか？

(回答) 本補助金は、不特定多数が参加できるイベント等を対象としているため、会員のみ

が参加できるイベントは対象となりません。

Q 1 9 広報活動をするため、会員向けのDM発送は認められますか？

(回答) 不特定多数の方に平等に周知する必要があるため、店舗のメンバーや会員のみを送るDMにかかる経費は補助対象経費には認められません。また、会員になることでもらえる特典や割引等にかかる経費も認められません。

Q 2 0 補助対象経費の何割が委託料であれば補助事業となるか目安はありますか？

(回答) 具体的な目安の定めはありませんが、申請者が主催し、参加事業者と共に準備・運営することが客観的に分かる事業であれば、補助対象となります。

Q 2 1 継続イベントの規模の拡大や新たな取組を追加するなど補助対象事業となった場合、補助対象経費はどのように算出されますか？

(回答) 規模の拡大、新たな取組を含めた全事業が補助対象事業となり、補助対象経費となるか判断します。

Q 2 2 自らが構築していないオンラインECモールへ、共同でイベントを計画し開催した場合は、補助対象となりますか？

(回答) 共同でイベントを計画し開催したのであれば、補助対象となります。
しかし、オンラインECモールが実施しているオンラインイベントに、共同で計画し出店した場合は、補助対象となりません。

【提出書類について】

Q 1 中小企業者が共同して事業実施する場合について、書面等でそれを証する書類などは必要ですか？

(回答) 申請書類の中で、岐阜市販売促進・消費喚起支援事業補助金参加事業者名簿の提出を求めており、その書類で確認を行うため必要ありません。ただし、協定書等により別に書面で定めている書類があれば、提出をしてください。

Q 2 収支予算書と収支決算書の書き方について教えてください。

(回答) 収入欄は、市補助金の対象金額を記入し、自己資金分は自己資金欄に金額を記入してください。

歳出欄は、実施する事業の金額を区分ごとに記入してください。支出の内訳には、記載した金額の算出根拠を記入してください。

収入合計と支出合計の欄は同じ金額になります。

全て税抜で記入して下さい。

Q 3 ECサイトやオンラインイベントの場合、事業実績はどのようにして提出すればよいですか？

(回答) オンライン上のHPやサイトの写真を添付する他、サイトへの閲覧数等の実績など運用状況が分かるものを提出してください。

Q 4 開業届の写しはいつのものでも問題ありませんか？全部事項証明書若しくは履歴事項全部証明書は、何か月前のものを提出すればよいのですか？

(回答) 開業届の写しについては、いつのものでも問題ありません。

全部事項証明書若しくは履歴事項全部証明書は、申請日から3か月以内のものを提出してください。

【事業実施について】

Q 1 委託する業者は市内の業者でないといけないのですか？

(回答) 委託業者の所在地は問いません。

Q 2 感染症対策はどのように実施すればよいのですか？

(回答) HP 上に掲載している「イベント開催等における必要な感染防止策」を最低限守り、実施してください。

Q 3 実施する事業をすべて委託しても補助対象となりますか？

(回答) 補助対象事業の要件として、申請者が新たに主催し、参加事業者と共に準備・運営に携わる必要があるため、全委託は補助対象外となります。

Q 4 事業の中でクーポンを配布した場合、クーポンの利用期間を事業実施期間後（令和4年12月31日以後）に設定しても問題ありませんか？

(回答) 事業計画の中で、クーポンを配布する事業である、旨の記載があれば、クーポン利用期間を事業実施期間後に設定しても問題ありません。この場合、クーポン作成費用については、補助対象経費として計上しても問題ありませんが、令和4年12月31日までに作成及び配布を完了している必要があります。（クーポン配布期間は事業実施期間内（令和4年12月31日まで）とします。）

【実績報告について】

Q 1 事業完了とは、どのような状態のことをいうのですか？

(回答) 以下の①～③全てが完了している状態のことを言います。

①補助事業に係る全ての物品の納品

②事業計画書に基づく全ての活動や取り組みの実施

③補助事業に係る経費の支払い

補助対象期間内に事業完了していない場合は、補助金額の減額や交付決定の取り消し等を実施する可能性があります。

Q 2 補助対象経費を証する書類は具体的にどのような書類が必要となるのですか？

(回答) 具体的な必要書類は以下のとおりです。なお、税込み表示しかわからない経費については、税込み価格の 100/110 を乗じて 1 円未満を切り捨てた額を税抜き価格としてください。

見積書 (契約書)	<ul style="list-style-type: none"> ・税込10万円以上の支出には2人以上の者、税込100万円以上の支出には3人以上の者から見積書を徴するものとする。(税込100万円以上の場合には契約書の提出が必須) ・見積書には、業者の代表者名があること。 ・見積書には、消費税額(税抜、税込)の記載があること。 ・軽微なものは省略できる。
成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書、完了届がある場合は提出をすること。 ・チラシ等のコピーもしくは写真等、製作物が分かるものを求める。 ・イベント開催の場合は、その様子が分かる写真等を求める。 ・オンライン上での事業の場合は、実施サイトのプリントアウト等事業の詳細が分かる資料を求める。 ・その他、何に支払いをしたか、分かるものの提出を求める。
請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の代表者名があること。 ・消費税額(税抜、税込)の記載があること。
領収書 または 支払いが 確認でき る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書には、受領者(業者)の代表者名があること。 ・印紙が貼付されていること。(必要な場合) ・領収書がない場合は、支払ったことが分かる通帳の写し等を求める。

Q 3 事業完了後に提出が必要な書類で、見積書が記載されていますが、申請時に提出したにも関わらず、再度提出する必要があるのですか？

(回答) 申請時の見積額に変更がない場合は、再度提出する必要はありません。しかし、金額に変更があった場合は、再度見積書を提出してください。

また、税込 10 万円以上の支出には 2 者以上の見積書が必要となるため、申請時の提出が 1 者である場合、相見積もりをした他の 1 者の見積書の提出が必要となります。

Q 4 成果物とは具体的に何を提出すればよいのですか？

(回答) イベントの実施…実施状況が分かる写真、参加事業者の出店写真等
オンラインイベント…画面を印刷したもの、参加事業者が共同で実施していることが分かる画面を印刷したもの等

印刷物…原本

なお、事業実績書（様式第 5 号）中に、事業成果、効果を記載する項目があり、売り上げや来場者数など具体的な数字で根拠を記載する必要があります。

Q 5 補助上限額を超えた分の経費も記載するのですか？

(回答) 事業にかかった経費は全て記載をお願いします。

Q 6 請求書や領収書がない（または紛失した）場合は、どうしたらよいのですか？

(回答) 業者に発行（または再発行）を依頼してください。提出がない場合、経費算出の根拠として不十分となり受理できない可能性があります。予め、必要書類が提出できるか確認の上、申請してください。

Q 7 クレジットカードで支払いの場合、完了日はどの日付とすればよいのですか？また、支払いが完了した書類として何を提出したらよいのですか？

(回答) 業者に領収書の発行を依頼してください。領収書に記載の日付が完了日となります。

Q 8 クレジットカードで支払いをしたため、業者に領収書の発行を依頼しましたが発行できませんでした。どうしたらよいのですか？

(回答) 対象経費の分かるクレジットカードの利用明細とその分の引き落としが確認できる通帳の写しを提出ください。

※口座から引き落とされた日が支払完了日となります。

クレジットカードの利用日は支払いが完了した日ではありませんのでご注意ください

ださい。

【例】12月20日クレジットカード利用→翌月1月10日引き落としの場合は**対象外**となります。ご注意ください。

Q 9 報告書類提出から補助金交付までの流れを教えてください。

(回答) すべての書類が揃った状態で提出いただいた後、1か月半～2か月を目安に交付（口座振込）となります。

ただし、確認事項等がある場合や問い合わせ等が集中した場合などはこの限りではありません。

内容の審査、支払い手続きに時間を要するため、ご理解のほどお願いいたします。

【変更申請について】

Q 1 補助金の交付決定後、急遽事業を取り止めました。何か手続きは必要ですか？

(回答) 中止の手続きが必要ですので、一度ご連絡ください。

Q 2 交付決定後に、新型コロナウイルス等により事業を休止した場合、補助金の取り扱いはどうになりますか？

(回答) 事業に向けて実際に動いていたことが分かる状態であり、まん延防止等により余儀なく休止が必要になった場合については、準備に係る経費を補助対象とします。

Q 3 事業に変更があった場合は、どのようにすればよいのですか？

(回答) 事業内容に変更があった場合は、規則第 11 条に規定される補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書の提出が必要になりますので、担当までご連絡下さい。なお、次に掲げる補助事業の目的の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りではありません。

- ・補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
- ・補助対象経費の増減であって、交付の決定の際における補助対象経費の総額の 20%以内で増減する場合